

陸幕人計第114号(18.3.17)別冊第1

# 新たな服務態勢

陸上幕僚監部

分類番号：D-D2-D23  
保存期間：3年

## 発簡に当たって

「運用の時代」において、我々「武力集団」にとって重要なことは、与えられた任務を確実に実行することであり、いついかなる時にも任務を完遂し得る「行動する集団」でなければならない。

新たな服務態勢は、「武力集団」たる陸上自衛隊に期待される多様な役割への迅速、的確な対応に備える、いわば「明日に備える」ための資質を涵（かん）養すべく服務指導及び隊員の修養を促進し得る態勢を整えるものであり、隊員一人一人が趣旨を理解し、日々の服務に精進することが重要である。

服務指導については、隊員を直接掌握する立場である中隊長等に第一義的に責任があることを、中隊長等が自ら強く自覚し、これに当たらなければならない。

「運用の時代」において、我々は隊員との間に情愛に富み、強固な信頼関係を構築することが必要である。指導に当たっては、隊員との間に「心を通わせる」ことが必要であり、平素から隊員の目を見て直接話しかけ、隊員を理解しておかなければならない。また、厳父の心を持ち、隊員に嫌われることをいとわず、やるべきことを信念をもって行わなければならない。

新たな服務態勢において、各中隊長等がかかる心構えを堅持して、隊員の掌握・指導に当たり、「運用の時代」にふさわしい資質を有する隊員が自信と誇りを持って任務に邁進することを期待するものである。

平成18年3月

陸上幕僚長 陸将 森 勉

## はじめに

陸上自衛隊の服務態勢は、昭和61年に作成された「輝号計画」以降、魅力ある生活や勤務態勢への変換による生活勤務環境の実質的向上を目指し、勤務時間外は、次の勤務に備えるための休養と、個人の充実のための自由な時間とし、個人の自主自律の分野を拡大するとのねらいに基づき、外出制度、外出許可基準の緩和、日課時限の変更、営舎外居住許可基準の拡大、職住分離等の各種施策が試行等により、隊員に一定の「ゆとり」を与えつつ、生活勤務環境が改善される等全般に成果を得つつ実施されてきた。

他方、上記施策が開始された平成元年ころから約15年が経過し、平成17年度以降にかかる防衛計画の大綱において、抑止力としての防衛力から新たな脅威や多様な事態に実効的に対応できる防衛力への質的な転換がうたわれる等、陸上自衛隊を取り巻く内外環境が大きく変化する中、「輝号計画」策定当時の理念に対する誤った認識等により、服務指導が十分に行われなかったり、また、隊員間の人間関係の希薄化が生じる等一部において問題点も生じてきている。

こうした陸上自衛隊を取り巻く環境の変化、服務態勢における問題点にかんがみ、部隊等の意見を聴取しつつ、陸上幕僚監部において「服務態勢の改善」に係る検討を行い、日課時限、外出制度、外出許可基準、営外居住許可基準等について平成17年度末に規則等を改正し、平成18年度以降施行することとなった。

本参考資料は、この施策に対する平成18年度以降の円滑な施行、各部隊長、中隊長等の理解に基づく服務指導に資するため、新たな服務態勢における各種施策の基本的考え方及び指導の在り方について解説するものである。

服務指導は、本来、各級指揮官の統率行為の一環であり、「精強な部隊及び隊員の育成」の目的を達成するため、各級指揮官が部隊の任務、環境の変化、隊員の現況等を分析・考慮しつつ、隊員を指導・監督するものである。したがって、新たな服務態勢のポイントについて理解を深め、部隊の実状に合った創意ある服務指導により、いついかなる時も心身ともに即応し得る精強な部隊、隊員の育成に努めるべく、本資料を活用されたい。

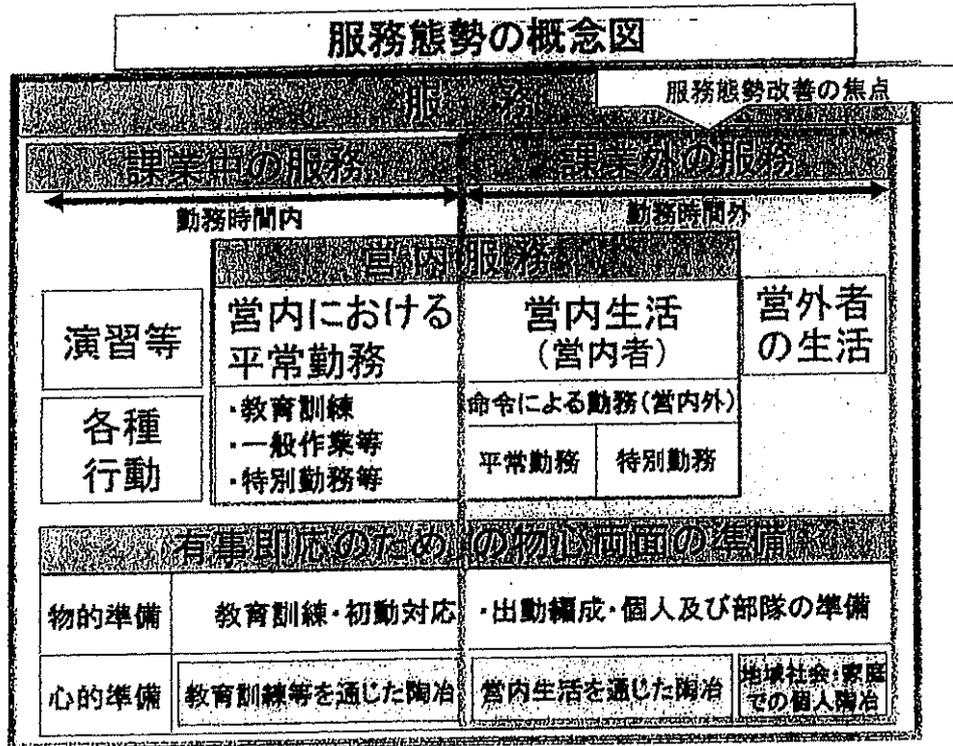
## 目次

<b>I 服務態勢の改善検討の前提</b>	
1 服務態勢の定義	2
2 服務態勢に関する問題意識	2
<b>II 服務態勢の基本的な考え方</b>	
1 運用の時代における意識改革と規律の重要性	3
2 服務態勢の在り方	3
(1) 武力集団の原点としての「営内服務の趣旨」の具現	
(2) 服務指導の徹底（放任主義の排除）	
(3) 「営舎内居住を基本とする服務態勢」の構築	
(4) 営外者の服務指導への配意	
3 服務態勢の改善に係る各種施策の考え方	5
(1) 全般	
(2) 外出制度に係る基本的考え方	
(3) 外出許可基準に係る基本的考え方	
(4) 日課時限に係る基本的考え方	
(5) 営舎外居住許可基準に係る基本的考え方	
(6) 職住分離・個室化に係る基本的考え方	
<b>III 「営舎内居住を基本とする新たな服務態勢」への施策</b>	
1 外出制度の見直し	1 1
2 日課時限の見直し	1 2
3 営舎外居住許可基準の見直し	1 4
4 職住分離施策と個室化施策の見直し	1 5
<b>IV 服務指導態勢</b>	
1 訓練編成と一体化した服務指導態勢	1 6
2 指導者の役割	1 7
3 営外者の指導	1 8
別紙	1 9
おわりに	2 1

# I 服務態勢の改善検討の前提

## 1 服務態勢の定義

「服務」とは、自衛官としての勤務及び生活を含んだ包括的な概念であるが、本検討で対象としている「服務態勢」とは、課業時間外の営内外の生活の在り方に焦点を当てたものである。



## 2 服務態勢に関する問題意識

輝号計画に基づき、課業時間外の無用な拘束感の排除をねらいとして、外出制度や日課時限等の試行が約15年間継続してきたところ、陸上自衛隊を取り巻く内外環境の変化に伴い、部隊等に服務規則等と試行通達とのかい離による服務指導上の混乱や営内生活の寄宿舍化が発生し、様々な部隊等における問題発生の要因となっており、これらの問題点等を踏まえ、これからの服務態勢の在り方を再整理することが必要である。

### (1) 陸上自衛隊を取り巻く内外環境の変化

現在の陸上自衛隊を取り巻く環境は、現行の服務態勢を構築した当時とは大きく変化しており、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」においても「抑止力としての防衛力から新たな脅威や多様な事態に実効的に対応できる防衛力への質的な転換がうたわれており、陸上自衛隊もテロ攻撃、ゲリラ・特殊部隊等の新たな脅威等に対して即応し、より実効的に対応できる体制の整備が求め

られている。かかる体制下における陸上自衛隊の服務態勢はいかにあるべきかにつき、新たに見直す必要性が生じている。

## (2) 服務規則等と試行通達とのかい離による服務指導上の混乱

部隊長等が服務指導を行うに当たり、外出制度や課業開始時間等に関する部分について、服務規則等と試行通達との間にかい離があることから、服務指導上の根拠が曖昧（あいまい）となり、どちらを準拠とすべきなのかにつき混乱が生じ、強制力をもった指導が困難になっている。また、部隊長等の交代に伴い、当該部隊の外出要領が変更され、所属隊員に混乱や不満が生じている。服務態勢の改善に当たっては、隊員が従うべき準拠を服務規則等に一本化し、指導上の混乱をなくすことが必要である。

## (3) 営内生活の寄宿舍化

課業時間外における隊員に対する無用な拘束を排除する目的で行われている外出や営舎外居住許可基準の拡大、職住分離施策、隊員居室の少人数化施策などの整備に伴い、服務指導を担当する者にその指導責任を果たしていない者が散見されるようになり、営内隊員間の人間関係が希薄化する傾向がある。武装集団である陸上自衛隊の特性にかんがみると、営内服務の趣旨にいささかの变化もないのであり、営内生活の意義を再評価して、あるべき姿に戻すことが必要である。

## II 服務態勢の基本的な考え方

### 1 運用の時代における意識改革と規律の重要性

イラク派遣、パキスタン国際緊急援助活動等、今は正に運用の時代であり、真に行動する集団であるためには、まず我々自身が明日何が起きるかも知れないとの危機意識を保持する意識改革が必要である。

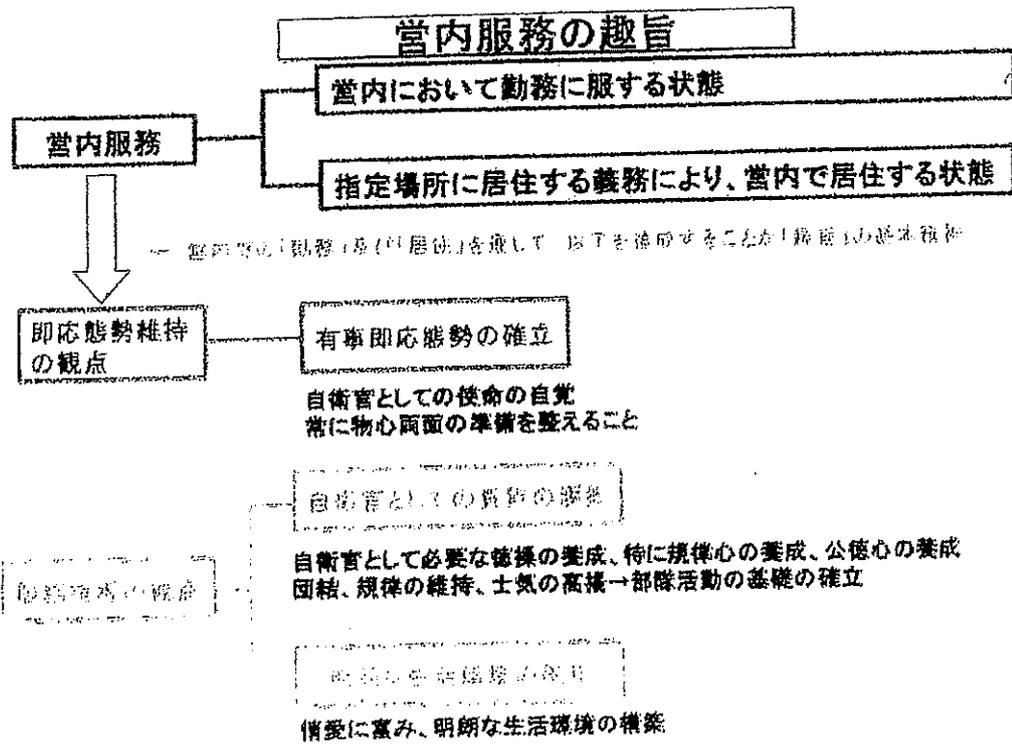
また、部隊における規律は、自衛官が危難に際して身の危険を顧みず、専心上官の指揮に従い、部隊の統制が確実に保持されるよう厳正に維持されなければならない。したがって、規律の弛（し）緩は、多様な任務により、迅速かつ実効的に対応する上で重大な影響を及ぼす要因になり、決められたことを確実に遵守する服務規律の保持が極めて重要である。部隊等においては、定められた、あるいは命ぜられた事項について、部下隊員に徹底し、必ず実行させることの重要度がより増大していることを認識して指導するとともに、自律心、公德心の涵（かん）養に努めることが求められている。

### 2 服務態勢の在り方

#### (1) 武力集団の原点としての「営内服務の趣旨」の具現

多様な役割に即応することを求められる時代における服務態勢

は、営内サービスや営外における生活等を通じて物心両面にわたる即応性を保持し、自衛官としての資質を陶冶（とうや）しつつ、部隊活動の基礎（団結・規律・士気）を確保することにより、常に出動できる態勢、すなわち武力集団としての原点に立脚した態勢の保持がより一層求められることから、「営内サービスの趣旨」の具現化に努める。



## (2) サービス指導の徹底（放任主義の排除）

団結・規律・士気の観点から、訓練等あらゆる機会での陶冶を継続しつつも、指導者がサービス指導をしない風潮が生じた原因と考えられる要因（①あらゆる機会での陶冶は指導すべき時期を曖昧にした、②自主自律を指導しなくてもよいと取り違えた、③課外の無用な拘束感の排除は課外の指導が適切でないとの思い違いを生じた）を考慮して、これらを是正するため放任主義を排除し、指導者がその責任を理解し、サービス指導の徹底に努めるべきことを認識させるとともに、十分に指導できるサービス環境を構築する。

## (3) 「営舎内居住を基本とするサービス態勢」の構築

営内におけるサービス態勢が 陸上自衛隊サービス規則（昭和34年陸上自衛隊訓令第38号、以下「サービス規則」という。）第3条「営内サービスの趣旨」を準拠とすべきであることは、内外情勢がいかに変化しようとも 自衛隊の任務に大きな変化がない限り疑問の余地のない

ところであり、同趣旨を引き続き保持する。

営内サービスの趣旨は、「有事即応態勢の確立」、「自衛官としての資質の涵養」、「明朗な生活環境の確立」の3つを定めており、営内サービス態勢には、課業内外にかかわらず、有事即応態勢の確立と隊員を教導する場（躰（しつけ）指導等）であることが要求されるものだが、一方で営内隊員の私生活の場であり、教育訓練等の疲労を回復させるため、できるだけくつろげる快適な生活環境を与えることにも配慮しなければならない。「営内サービスの趣旨」の元となった「保安隊サービス準則」の説明資料によると、「営内サービスの趣旨を達成するため、有事即応の態勢を整え、教育訓練との調和を図らなければならぬが、これを余りに強調すると営内生活が窮屈かつ暗いものとなり、反面、営内生活を楽にすることを強調すると、ややもすれば放縦となり、団体生活に必要な規律に悪影響を及ぼすので慎重な配慮を要する。」と指摘されている。

現在のサービス態勢は、輝号計画の誤った理解から、放縦的な面が顕在化してきており、その否定的影響について隷下部隊等から指摘されているところ、自衛官としての陶冶及び部隊活動の基礎の確立について述べているサービス規則第3条「営内サービスの趣旨」第2項（自律心、公德心の養成、団結・規律・士気の確立）をより重視（部隊としての任務遂行に資する態勢をより重視）し、営内の起居を通じた陶冶の場、いわば自衛官としての「修養の場」ととらえ、営内生活に一定の規制を加える等、営舎内居住を基本とするサービス態勢を構築する。

#### (4) 営外者のサービス指導への配慮

営舎外居住許可基準の拡大により、曹士の営外者が過半数を超えてきていることや営外者のサービス事故の増加傾向を踏まえ、営外者に対する指導が盲点とならないよう十分配慮する。

### 3 サービス態勢の改善に係る各種施策の考え方

#### (1) 全般

本サービス態勢の改善は、現行のサービス態勢に関する問題意識、今後のサービス態勢の在り方を踏まえ、輝号計画の否定的影響のある部分を是正するとともに、サービス指導及び隊員の修養を促進できる態勢を整備するものであり、具体的には、外出制度、日課時限、点呼、営舎外居住許可、営内居室の個室化に関する施策を実施するものである。これにより、厳格に8時間勤務し、入隊時から所要の期間、他律的に先輩、同期、後輩と寝食を共にしつつ、教訓、指導を得て資質を涵養し、営外における居住を認められた以降は、自律を主体に適宜指導を受けるとともに、営内時代に培った経験等を生かし、後輩の教導に当たるといった流れを構築するものである。また、こうした

日々の服務指導や修養の促進により、自律心、公德心を養成するとともに部隊活動の基礎（団結・規律・士気）を確立し、任務に即応する基盤の一端を常に整えようとするものである。

## (2) 外出制度に係る基本的考え方

### ア 服務規則・服務細則により規定された外出制度

営舎内居住の曹士は、営舎内に居住する義務が課せられていることから、外出は許可権者の許可を必要とし、外出時間は、課業終了の時刻から日夕点呼まで（陸士は23時まで、陸曹は24時まで時間変更が可能）と定めている。

（服務規則第32条・第33条、服務細則第61条）※「服務細則」とは、陸上自衛隊服務細則（陸上自衛隊達第24-5号（35.4.30）をいう。以下同じ。

### イ 輝号計画に基づく外出制度に関する試行通達

平成元年から、営舎内居住の曹士の勤務時間外の拘束感を努めて軽減するとの目的で、即応性上必要最小限の人員を拘束する以外は、翌日の課業開始まで（平成9年の指導強化通達により、陸士長は24時まで）の外出を許可すると定めている。

（陸幕人計第49号（1.3.1）「外出制度改善の試行について（通達）」）

（陸幕人計第82号電（9.3.25）「外出制度（試行）下における指導強化について（通達）」）

### ウ 現状及び問題点

服務規則・服務細則については、営舎内居住を前提として、一時的な私用の外出を認めたものであり、試行通達については、基本的に営舎内居住の曹士が営外で居住することを認めた考え方と整理される。

営外での居住を許可できるとする試行通達が継続することにより、あたかも誰でも営外生活が可能であるといった誤った考え方や服務指導する側が放任主義に陥る傾向を生むとともに、営内者の営外者化による隊員同士の関係の希薄化、陸士を指導すべき立場の陸曹が翌朝まで不在となる等、規則と通達とのかい離により服務指導上の混乱が発生している。

これらの問題点を解決し、営内生活を通じて自衛官としての資質を陶冶し、部隊活動の基礎（団結・規律・士気）を確立する旨の武力集団としての原点に立脚した制度とすることが必要である。

### エ 改善点

営舎内居住の曹士は、営舎内居住を基本とした服務態勢に服させるため、アの服務規則の趣旨に基づく外出帰隊時間を設定する。

## (3) 外出許可基準に係る基本的考え方

### ア 服務規則に定められた外出許可基準

営内に居住する陸曹及び陸士の現在員に対する外出者の比率が、平日は2分の1、休養日及び休日は3分の2の範囲と定めて

いる。

(服務規則第33条)

イ 外出許可基準に係る試行通達

営内隊員の残留基準を以下のように定めている。

所属人員の規模	残留人員の基準
営内者51名以上の場合	緊急操縦手1名、営内監視6名
営内者30名から50名の場合	緊急操縦手1名、営内監視4名
営内者30名以下の場合	緊急操縦手1名、営内監視2名

(陸幕人計第165号電(15.3.28)「外出制度及び生活隊舎等における当直勤務制度の試行について(通達)」)

ウ 現状及び問題点

昭和34年に制定された服務規則で定めている外出許可基準は、有事即応態勢を常時確保しておく必要性(なお、修養のための意義付けはなし)を考慮して設定されている。他方、①「新たな即応態勢」は、必要最小限の待機人員以外の外出を可能とした考え方を前提としたものであり、これまでの災害派遣等の行動に際し支障はなかったこと、②昭和34年当時と現在とは、携帯電話の普及、交通機関の発達等の社会的なインフラが大きく進歩しており、駐屯地外にあっても常時連絡をとることが可能となっていることから平日2分の1、休日3分の1の営内隊員を営内に残留させる必要はなく、現行の試行通達の残留基準で問題はない。

エ 改善点

このような背景を踏まえ、外出許可基準は、イの現行の試行どおりとする。

(4) 日課時限に係る基本的考え方

ア 訓令等に定められた日課時限

「自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令」により、部隊等に勤務する自衛官の日課時限が定められており、起床を6時、課業開始を8時、課業終了を17時、日夕点呼を21時40分、消燈を22時と定めている(陸上幕僚長の承認を得て、日課時限を1時間以内繰上げ、繰下げ可)。

(自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第4条)

イ 部隊等の日課時限に係る試行通達

平成3年から、外出制度の試行との整合と課業時間外の不必要

な統制を排除するとの趣旨から、起床を7時（1時間以内の繰上げ可）、課業開始時刻の基準を8時30分（30分以内の繰上げ可）、消燈を23時（1時間以内の繰上げ可）、休憩時間の短縮は30分以内とし、点呼の要領は部隊長が定める旨の試行を継続している（課業開始時間は方面総監、その他は駐屯地司令等が繰り上げ繰り下げを行うことができる）。

（陸幕人計第23号（3. 1. 29）「部隊等の日課時限改善の試行について（通達）」）

#### ウ 現状及び問題点

部隊等が通常の勤務において、8時30分から課業開始し、休憩を30分として17時に課業終了する中で、30分の休憩のところ、実態としては1時間ほどの休憩をとっている関係から勤務時間が曖昧となり、勤務時間が8時間に満たない状況が散見され、さらに、一部の部隊等で整列点呼が行われなくなったこと等により、規律に関する指導に弛緩を生じた。

#### エ 改善点

イの試行通達を廃止し、日課時限をアのとおり「自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令」を基本として律する。また、消燈時間については、これまでの試行の時間で問題がないため、2300とし、日夕点呼は、消燈時間及び外出制度との関連性を考慮して2240とし、新たな通達により規定する。

また、点呼については、人員点呼に加え、営内班長等による隊員の身上（心情）把握及び躰指導の機会ととらえ、整列点呼とする。

### (5) 営舎外居住許可基準に係る基本的考え方

#### ア 訓令等に定められた営舎内居住義務

「自衛隊法施行規則」及び「自衛官の居住場所に関する訓令」により、陸曹長以下の自衛官は、部隊等のために設けられた営舎に居住する旨規定されている。

（自衛隊法施行規則第51条、自衛官の居住場所に関する訓令第1条）

#### イ 訓令等に定められた営舎外居住許可

陸曹長以下の自衛官のうち、陸曹長又は1等陸曹である自衛官、2等陸曹である自衛官で年齢30歳以上の者、2等陸士以上の自衛官で親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者を扶養し又は保護するため営舎外に居住しようとする者は、部隊等の長に対し、営舎外居住の許可を申請することができる旨規定されている。

（自衛官の居住場所に関する訓令第2条）

#### ウ 営舎外居住の許可（取消）に係る通知

許可する場合の優先順位（既婚者：相当の事情が確認できれば優先して許可、独身者：隊務運営上支障がないと判断した場合に

許可)、営舎外居住許可に当たっての隊務運営上の判断基準等について留意すべき事項について定めている。

(陸幕人計第123号電(3.4.12)「営舎外居住許可基準拡大の趣旨及び営舎外居住の許可(取消)に当たっての留意事項について(通知)」)

## エ 現状及び問題点

本来、部隊として常時任務遂行に即応する態勢を維持するため、陸曹長以下の自衛官は営舎内居住を義務付けられているが、実際に営舎内に居住している隊員は、営舎内居住対象隊員の約[ ]であり、[ ]が許可を得て営舎外に居住している状況にある。

営舎外居住の許可条件を緩和することにより、婚姻等の事情がある隊員は、新隊員課程修了後から営舎外居住が許可され、同僚及び先輩隊員等と寝食を共にする機会が減少した。こうした背景から、陸上自衛官(戦士)としての自己の地位・役割への認識不十分、隊員相互の共通体験機会の減少、組織の一員としての認識や実感、他の隊員との協同意識の低下などの要因となっている。

一部の部隊長等にあつては、訓令の基準に合致した隊員については、例外なく営舎外居住を許可しなければならないと認識する等混乱するおそれがあるため、部隊長等が適切でない判断した場合は、許可しないことを徹底し、申請があつたからといってすべて許可しなければならないわけではないことを徹底する必要がある。

## オ 改善点(基礎サービス期間の設定)

部隊長は、営舎外居住の許可又は取消しに当たり、隊務運営上の支障の有無を適切に判断するよう、居住場所に関する達に規定する。また、入隊以前に団体生活を経験したことのない者の入隊が常態となっていることから、入隊後の2年間を営内における起居を通じて、自衛官としての資質を陶冶する期間を新たに「基礎サービス期間」として設定する。このため、当面、試行を実施し、問題点等を把握した上で制度化を検討する。

(7) 基礎サービス期間においては、営舎外居住を許可しない。

(4) 基礎サービス期間は入隊後2年間とする。

別紙「基礎サービス期間の設定の考え方」

## (6) 職住分離・個室化に係る基本的考え方

### ア 輝号計画に基づく職住分離・個室化

自衛隊隊舎整備基準に関する事務次官通達(防経工第2271号(3.4.24)「自衛隊隊舎整備基準について」)等に基づき、①勤務と勤務外を明確に区分、営内生活における「くつろぎ」と「ゆとり」を付与することによる営内隊員の勤務意欲の向上、

②課外における隊員の自主的活動を助長・援助、③課外における無用な統制の排除の3つをねらいとし、次の施策（要旨）を実施している。

(ア) 個室化

隊員居室：隊舎を新設する場合の隊員居室は、一室30㎡とする。ただし、既存隊舎に接続して建設する等の場合は、一室40.9㎡とする。隊員居室各室は、壁で間仕切り、隊員の個別空間の確保に留意する。

士居室定員：一室30㎡の場合は3名、40.9㎡の場合は4名とする。

曹居室定員：一室30㎡の場合は2名、40.9㎡の場合は3名とする。

(イ) 職住分離施策

別棟分離が原則であるが、施設整備上やむを得ない場合は、階層ごと分離する。原則として、部隊の建制を保持して、同一階に同部隊（中隊等）の陸曹と陸士を混在して居住させる。ただし、居室は陸曹・陸士別を原則とする。

イ 現状及び問題点

(ア) 個室化施策

パーティションについては、隊員間の関係が希薄化する傾向について指摘されており、基礎服務期間の導入等、隊員相互の切磋琢磨やコミュニケーション増進の必要性から、陸士の居室からは取り外すことが妥当である。陸曹居室については、陸曹は、修養期間を終了し自律できる隊員であることや陸士との待遇上の格差をつけ、陸曹としての自覚を促すために取り付けるべきとの意見があるが、他方で全廃すべき、あるいは取り外しの裁量を方面総監等に委任するとの意見もあり、方面総監等が隷下部隊等の特性及び所属する陸曹の実情に応じて判断する裁量の余地が必要である。

(イ) 職住分離施策

職住分離施策は、生活隊舎として別棟分離となっている駐屯地も多く、課業時間外の指導において、指導に赴く距離が遠いとの指摘もあるが、本施策により、新たに隊舎が建設又は改装されたことにより、一人当たりの生活空間のゆとりや快適さ、隊員の日常の勤務と生活のメリハリを与えたことから肯定的に評価されている。また、施策開始以降、各駐屯地、部隊の特性や隊舎等の施設の整備状況等に応じ、現態勢に至っていることから、廃止することにより各駐屯地に及ぼす混乱などを考慮する必要がある。

## ウ 改善点

### (ア) 個室化施策

パーティションについては、陸士の居室からは取り外すこととする。陸曹居室については、方面総監等が隷下部隊等の特性及び所属する陸曹の実情に応じて判断するものとする。

### (イ) 職住分離施策

職住分離施策は、今後も継続することとする。

## Ⅲ 「営舎内居住を基本とする新たな服務態勢」への施策

Ⅱ 営内服務の基本的考え方に基づき、営内服務の趣旨を具現化するとともに、翌日の勤務等を確実に遂行し得ることを前提とした新たな服務態勢にするための各施策について、次のとおり記述する。

### 1 外出制度の見直し

#### (1) 外出許可基準

外出許可基準は、試行通達（陸幕人計第165号電（15. 3. 2・8）「外出制度及び生活隊舎等における当直勤務制度の試行について（通達）」）における外出許可基準の内容を継続する。

#### (2) 外出帰隊時刻

##### ア 陸士

陸士の外出帰隊時間は、日夕点呼（22時40分）までとする。

##### イ 陸曹

陸士との間の修養、陸曹としての教育を終えていることや、陸士との待遇上の格差を勘案し、外出日の翌日にならない範囲で最大限認めることとし、24時とする。

##### ウ 寝時間

外出許可権者が必要に応じ、部隊、隊員等の状況を勘案し設定するものとする。

#### (3) 特別外出等

##### ア 特別外出

服務規則の規定どおり、「特別の事情のある場合」に限り、勤務日や休養日、休日、代休日等（以下「休養日等」という。）にかかわらず外泊を許可することができる。

この際、「特別の事情」とは、冠婚葬祭、親族の危篤・傷病、遠方の親族の訪問等、休養目的以外で部隊長等が特に必要と認める場合とする。

##### イ 週末等外出

休養を目的とする、いわゆる外泊を含む連続した外出は、週末等（休養日等の前日を含む。）に限り許可することができる。こ

れを「週末等外出」と呼称し、「特別の事情のある場合」と区別する。

#### (4) 服務指導上の留意

外出については、申請を行えば必ず許可されるものではなく、飽くまで、服務指導上の必要性や隊務運営上の支障等を考慮して許可されるものであり、必要な場合は、外出時間を制限したり、許可しないこともあり得ることを隊員に徹底することが必要である。

また、陸士の外出時間については、消灯以前に帰隊させ、消灯までの間に、翌朝の勤務の準備、健康状態も含めた身上把握及び指導等を行うために設定しているものであり、営内班長又は班付等による指導を想定している。したがって、この点に留意して指導に当たることが必要である。

## 2 日課時限の見直し

### (1) 日課時限・点呼

「自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令」に基づき、部隊等は、6時起床、6時15分に日朝点呼、8時から課業開始し、12時から13時の1時間休憩、17時に課業終了とする。

日夕点呼及び消燈時刻は、試行間の意見、外出制度との関連性を考慮して、日夕点呼を2240、消灯を2300とする。

方面管区に所在する駐(分)屯地の日課時限の変更は、当該方面総監が意見を付して陸幕長に上申し、承認を得て、1時間以内の繰り上げ・繰り下げを行うことができる(変更については、管区内の駐屯地すべてを一律に行うものではなく、飽くまで変更することが必要な相当の理由がある駐屯地について実施するものである。)

点呼については整列点呼を行うものとする。ただし、休養日・休日の前日の日夕点呼、休養日・代休の日朝点呼及び翌日の早朝勤務等により、日夕点呼に整列することが適当でないとして部隊長等が判断したものは、整列させないで行うことができる。

### (2) 服務指導上の留意

#### ア 8時間の勤務時間の確保

仮に、1300を過ぎても休憩をとっていたり、1700の課業終了前に帰り支度を終えて終礼(1600ごろには、訓練、整備等を終わらせ、帰り支度の後1630ころから終礼を行う等)を行い、1700前に私有車のエンジンが始動している等の状況は、8時間の勤務時間が守られていない例であり、部隊長等は、かかる状況にならぬよう、規則を遵守した勤務を行わせるよう指導しなければならない。

## イ 夕食の時間等について

夕食時間は、駐屯地司令が設定するものであるが、1700課業終了と同時に夕食時間の開始となっている駐屯地においては、①営内者は1700から食事、入浴等で1時間から2時間ほど隊舎等に戻らず、課業終了後に中隊長等が服務指導する時間が確保しづらいほか、②1700から夕食であるので、食事開始までに余裕をもって終礼を実施し解散する等の状況の生起も想定されるため、終礼の時期を適切にし、定められた勤務時間まで勤務するよう指導するとともに、夕食開始時間について配慮することが望ましい。

一例：1700 課業終了（終礼）  
1700～1730 必要な服務指導等  
1730～ 夕食

## ウ 日夕点呼

日夕点呼については、営内班長又は班付の指導の下、整列点呼により実施し、班員の健康状態、心情（身上）把握及び所要の躰指導を確実に実施させ、必要に応じ、変化のある事項等については、班長手簿等に記録するとともに、中隊長等に報告させるよう指導する。併せて、点呼の指導や心情把握を通じた、営内班長や班付の修養を図る。

また、翌日の勤務に備え、最低限6時間から7時間の睡眠（専門家（日本睡眠学会等）の調査によると7時間の睡眠が最も適切との見解）を確保するため、消灯後は速やかに就寝させるよう指導することが必要である。

課業外における営内生活のイメージ							
	1700	X時	部隊長所定 2240	2300	2400	0600	0800
	外出開始		隊時間	日夕点呼	陸軍帰隊		
陸 曹	指導官等による 教育訓練等		・ 営内での休養 ・ 個人の生活(余暇) ・ 外出 営内待機	人員点呼 営内班長 班付	起床点呼・朝食訓練準備		
陸 士			・ 営内での休養 ・ 個人の生活(余暇) ・ 外出 営内待機	指導 身上(心情)把握 練指導 人員点呼			
1任期の陸士 (基礎服務)			・ 営内での休養 ・ 個人の生活(余暇) ・ 外出 営内待機	身上(心情)把握 練指導 翌日の課業の準備 人員点呼			
他律的・自律的 の時間割	他律的	自律的	他律的				他律的

凡例  : 他律的  : 自律的

※ 寝時間はイメージ(必ず差を設けるべきことを表しているものではない)であり、  
 飽くまで部隊長等の判断による。

### 3 営舎外居住許可基準の見直し

#### (1) 「基礎服務期間」の設定

営内における団体生活を通じた陶冶・寝指導等を徹底する期間及び態勢を設定する。

入隊後、2年間は営舎内居住を基本とし、特別の事情のある者を除き、営舎外居住を許可しないものとする。この期間を「基礎服務期間」と呼称する。

「基礎服務期間」については、18年度から当面の間、試行を行い、以後、制度化を予定する。

なお、移行時の処置として、17年度入隊者において既に営舎外居住を許可されている者及び18年度3・4月の入隊者において、入隊時既に結婚している者については、部隊長等の判断により、営舎外居住を許可することができる。

#### (2) 営舎外居住許可基準の運用

「基礎服務期間」にある陸士は、婚姻等の事情があっても営舎内居住とする。ただし、特別の事情がある者(子供の養育、親族等介護において、これを支援する者がなく、営舎外において居住することが必要な場合等)に対しては、部隊長等の判断により営舎外居住

を許可することができる。

また、2士以上（「基礎服務期間」を終了した者）で親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者を扶養し、又は保護するため、営舎外に居住しようとする者、2曹で30歳以上、1曹、曹長の者の営舎外居住の許可又は許可を取り消すに当たっては、隊務運営上の支障の有無等について適切に判断するものとする。

### (3) 服務指導上の留意

営舎外居住許可は、勤務する場所から著しく遠距離でなく、勤務する場所との交通が著しく不便でない場所に居住する場合であつて、隊務運営上支障がないと部隊長等が認めた場合に許可できるとした規定であり、自衛官の居住場所に関する訓令第2条に規定する条件を満たせば、隊員に許可を与えなければならないものではなく、部隊長等は、勤務状況、服務状況を考慮し、適切に判断する必要がある。再三、服務事故等を起こし、隊務に支障を及ぼす隊員については、当然、営舎外居住を認めるべきではない。

入隊後2年以内の「基礎服務期間」にある隊員については、新隊員教育隊等を通じ、組織・団体行動等へ習熟させる段階（メンバーシップの修得）、部隊配置後の営内生活を通じ、上司の命令・指示に従って仕事を行い、仕事を覚えるとともに命令・指示に服従することの意義・重要性を認識する段階（フォロワーシップの修得）、上司の命令・指示に従いつつ、部下・後輩等を指導して仕事を効率的に行う段階（リーダーシップの修練）を経験させることにより、自衛官としての精神的な陶冶を図るものである。特に部隊配置後に、若年3曹等の適任者を指導者（班付と呼称）に指定し、全般的な躰指導等を行う（指導を通じた若年3曹の陶冶も企図）とともに、「基礎服務期間」設定の趣旨が形骸化しないよう、先輩陸士等による活模範及び指導を徹底させることが必要である。

## 4 職住分離施策と個室化施策の見直し

### (1) 職住分離施策

営内生活にメリハリをつける観点から継続する。職住分離の形態（別棟分離、階層分離等）は、各部隊等の施設等の状況に応じて、各部隊長等の裁量の範囲内で定める。

### (2) 個室化施策（パーティションの設置基準）

パーティションは、陸士の居室には設置しないものとする。

陸曹の居室への撤去・設置については、方面総監、長官直轄部隊、学校、機関等の長が隷下部隊の特性、所属する陸曹の実情等に応じて決定する。

### (3) 服務指導上の留意

課外の居住隊舎における隊員の指導は、中隊長、服務指導幹部、

隊付准尉、営内班長、当直勤務者等指導すべき立場にある者が、その指導目的を明確にして、適時に隊員を指導しなければならない。

職住分離施策により、勤務隊舎と生活隊舎が分離している状況であるが、従来から指摘されているとおり、各指導者が、本来実施すべき隊員指導まで禁止又は抑制されるものではなく、指導者はそれぞれ立場において、その指導目的に応じた、適切な隊員指導を実施しなければならない。

また、各居室の状況を逐次に把握し、退職、異動等により1つの居室に居住する者が1名のみ等の過疎化の状況にならないよう配慮することが望ましい。

#### IV 服務指導態勢

輝号計画に基づく各種試行通達の弊害として、自主自律の趣旨を取り違え、指導すべき立場にある者が指導しなくなる風潮が生じるとともに、曹士の営外者が過半数を超えたことにより、中隊長等を核心とする営内班による服務指導態勢では、営外者が指導上の盲点となること等を踏まえ、新たな服務態勢においては、「放任主義を排除し、十分に服務指導できる態勢を構築」するため、准曹の活用や営外者の指導にも配慮した服務指導態勢を整備する。

##### 1 訓練編成と一体化した服務指導態勢

服務規則第2章「部隊長等の服務指導」の考え方は、中隊長等を核心として強固に団結した中隊等をつくりあげることが強調し、中間結節である小隊長等は、係幹部という立場で中隊長等の分身として補佐するとともに、中隊長等の直轄の営内班を設置し、家庭的な雰囲気醸成する態勢を想定している。これは、当時、曹士のほとんどが営内に居住していた実情等が考慮されて制定されたものである。

他方、①現在の各部隊等においては、あらゆる機会をとらえた服務指導に努める上で営外者を指導組織に包含し、訓練編成と服務指導組織を一体化させるようになってきている。②また、新たな大綱によりAGPの初級幹部が増大することが予見される場所、彼らの服務指導能力を向上させるためには、係幹部という中隊長等の補佐者ではなく、服務指導の責任を付与してOJTにより服務指導能力を向上させる態勢を確立しておく必要がある。③さらに、新たな陸上防衛体制では、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に対処するため、小部隊の戦闘力を強化するとされており、小隊・班レベルまで訓練編成と服務指導態勢とが一体化することにより、小隊・班への隊員の帰属意識を高揚させ、小部隊の団結を増進する効果もあると考えられる。

したがって、新たな服務態勢においては、訓練編成と一体化した服務指導態勢を基本とすることが適当である。この際、部隊等の事情によりこれが不可能な場合は、部隊長等の裁量による。

また、現在検討中である上級曹長制度（仮称）との関係においては、今後の制度検証の状況等を踏まえ、態勢や役割について検討し、制度化に合わせ、必要に応じ修正を加える。

## 2 指導者の役割

連隊長等、大隊長等、中隊長等、営内班長は、服務規則第2章第9条から12条までにかけて記述してあるが、訓練編成と一体化させた服務指導態勢、基礎服務期間の陸士への指導、営外者への指導等を考慮し、小隊長等、小隊陸曹等、付准尉、班付、営外班長の服務指導上の根拠を明らかにする。

### (1) 小隊長等（中隊等に勤務する幹部）

小隊長等として小隊等の隊員の服務について中隊長等を補佐するとともに、係陸曹、各班長等を指導・監督する役割を付与する。

### (2) 小隊陸曹等（適任の陸曹（小隊等の先任陸曹））

小隊等の先任の陸曹として小隊等の隊員の服務について中隊長等（小隊長等を通じ）への助言、小隊の隊員を指導・監督する等により、中隊長等（小隊長等）を補佐する役割を付与する。

### (3) 付准尉

隊員と直接接して、公私の悩みを解決する中隊の母親役であることは変わらないことから、隊員の服務について中隊長等に助言するとともに、小隊陸曹等を通じ、又は直接隊員を指導・監督する等により、中隊長を補佐する役割を付与する。

### (4) 班付

陸士と寝食を共にしつつ営内生活を行う中で、陸士を指導し、善導すべく若年陸曹の適任者等を班付として指定し、営内班長を補佐する役割を付与する。

### (5) 営外班長

曹士の半数以上を占める営外者は、規則上の服務指導組織に組み込まれておらず、部隊等において営外者に対する服務指導が不十分な点が指摘されていることから、適任の営外陸曹を営外班長に指定し、営外班員の服務について中隊長等を補佐し、係幹部の指導を受け、所定の業務の実施につき班員を監督する役割を付与する。

### 3 営外者の指導

陸曹長以下の自衛官は、自衛隊施行規則第51条により営舎内に居住する義務があるが、営舎外居住許可基準の拡大に伴い、現在曹士の約[ ]が営舎外居住を許可されており、営外者による服務事故が増加していることなどを考慮して、営外者に対する服務指導についても十分な配慮が必要である。

#### (1) 営外者に対する指導

個人のプライバシー保護の観点からは、部隊長等が、営外者の家庭等にまで指導と称して踏み込むことは無条件に許容されるものではない。他方、陸上自衛隊が生死をともにする武装集団であり、かつ、海外での活動が増大する方向性にあることにかんがみると、営外隊員の家庭が安定し、隊員が後顧の憂いが無く任務に邁進できるよう指導するとともに、隊務等について家族の理解を深める必要性がある。また、隊員が私的な行為により任務遂行に困難を来すような場合は、営外における指導についても留意すべきである。

服務指導を行う時期・場所は、課業時間内での営内を主体とすべきであるが、自殺未遂や家庭崩壊などの家庭と連携をとらなければ解決できない問題には、家族の了解を得た上で課業外の営外での指導(家庭訪問などを想定)は許容されるべきものである。このため、中隊長等は、平素から営外者の家庭環境等について十分に掌握するとともに、家族との連携を保ち、家族からの協力を得られるように努めるものとする。

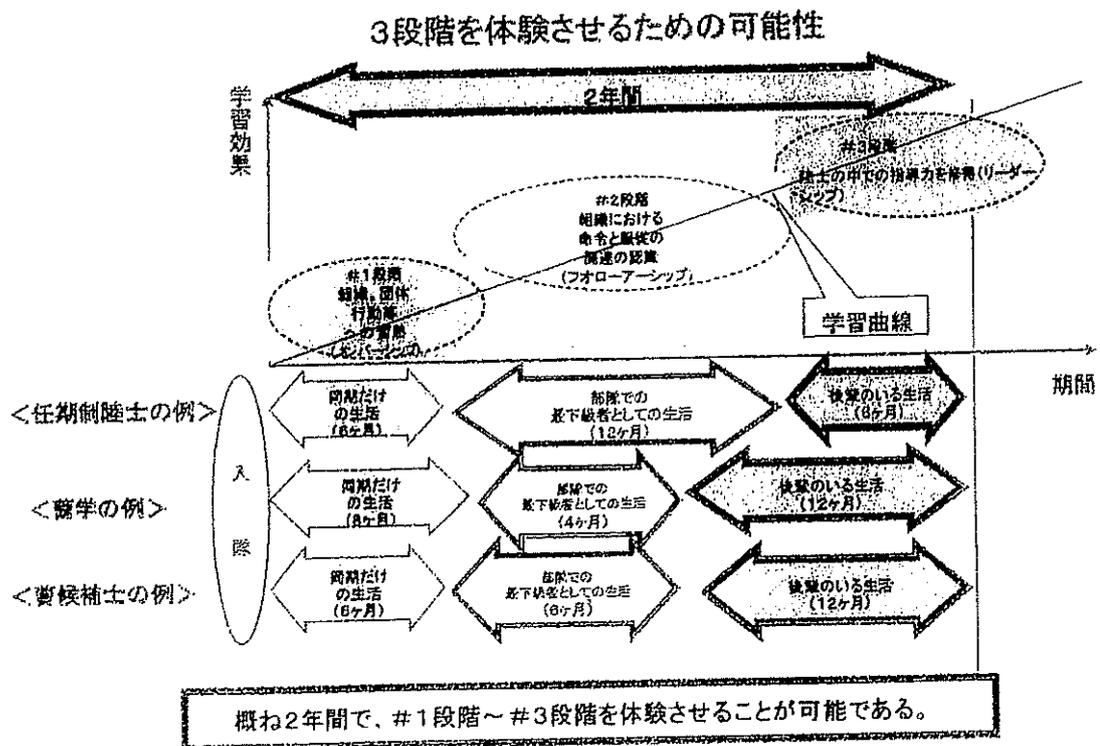
#### (2) 初級幹部に対する服務

幹部に対する服務指導の単位は、連隊・大隊等であり、連隊長及び大隊長等が幹部、特に初級幹部を教導する責任を有する(服務規則第10条)。各部隊においては、平素の隊務運営や連・大隊等に所属する幹部に対する教育訓練、行事等を通じて、所属幹部間の団結を図るものとする。この際、「初級幹部は連・大隊長等が責任をもって育成する」ことをモットーとして、指揮系統を通じた指導を強化するとともに、連・大隊等の幹部の間に出身区分、期別の垣根を越えて切磋琢磨する気風を醸成するよう留意する。



部下・後輩等を指導して仕事を効率的に行う段階が必要である（リーダーシップの修練）。

隊員の育成上、このような段階を経験させることができる場面として、任期制陸士の場合は、第1段階のメンバーシップ修得段階は新隊員課程（前期・後期）で同期だけの約6か月間、第2段階のフォローシップ修得段階は、部隊配置から後輩2士が配置されるまで最下級隊員としての約12か月間、第3段階は、1任期（2年）任期満了の者で、残りの約6か月間で、後輩隊員のいる生活においてリーダーシップを発揮することができる。また、曹候補士等その他の課程等においても約2年間であれば、おおむね同様の3段階を経験させることが可能であるとともに、当該期間に修練を重ねれば一人前の組織人（陸上自衛官）を育成することが可能と考える。



列国軍の服務（徴兵等）期間から見た営舎内居住義務期間の状況についても 2年から3年、あるいは陸軍2年、海空軍等技術を要する軍種は3年となっており、一応修得すべき技術と量により服務年限が決定されており、おおむね2年程度の服務期間が主体である。

こうした点から、営内における起居し修養する期間を「基礎服務期間」とし、入隊後2年間とする。

## おわりに

本服務態勢の改善は、現行の服務態勢に関する問題意識、今後の服務態勢の在り方を踏まえ、輝号計画の否定的影響のある部分を是正し、「武装集団」たる陸上自衛隊に期待される多様な役割への迅速、的確な対応に備える、いわば「明日に備える」ための環境を作るべく、服務指導及び隊員の修養を促進できる新たな服務態勢を整備するものであり、具体的には、規則の改正、試行通達の廃止、新たな通達の発簡等により、外出制度、日課時限、点呼、営舎外居住許可、営内居室の個室化の見直し等を実施するものである。

本資料は、本件改善施策に関する各規則等の改正について解説するものであり、部隊等の現場において、新たな服務態勢への理解を深め服務指導が行われることを期するものである。

陸幕人訂案114号(18.3.17)別冊第2

新たな服務態勢  
 (隊員用参考資料)

陸上幕僚監部

324D-2D : 陸幕監部  
 保 存 年 份 : 3 年

発簡に当たって

「運用の時代」において、我々「武力集団」にとって重要なことは、与えられた任務を確実に実行することであり、いついかなる時にも任務を完遂し得る「行動する集団」でなければならぬ。新たな服務態勢は、「武力集団」たる陸上自衛隊に期待される多様な役割への、迅速、的確な対応に備える、いわば「明日に備える」ための資質を涵(かん)養すべく服務指導及び隊員の修養を促進し得る態勢を整えるものであり、隊員一人一人が趣旨を理解し、日々の服務に精進することが重要である。

平成18年3月

陸上幕僚長 陸将 森 勉

## はじめに

近年、陸上自衛隊は、イラク派遣から災害派遣等まで多様な任務を実際に遂行しており、また、陸海空の統合運用態勢も整備されてきているところである。

すなわち、既に「運用の時代」、「行動する時代」を迎えており、いつでも任務に立ち向かうことのできる心を培っておくことが必要である。

我々自身の服務態勢もこれに合致すべく、態勢を改善、整備する必要があり、平成18年度以降新たな服務態勢に移行する。

本資料は、「新たな服務態勢」における趣旨と施策について、隊員への理解を容易にするため作成した参考資料である。

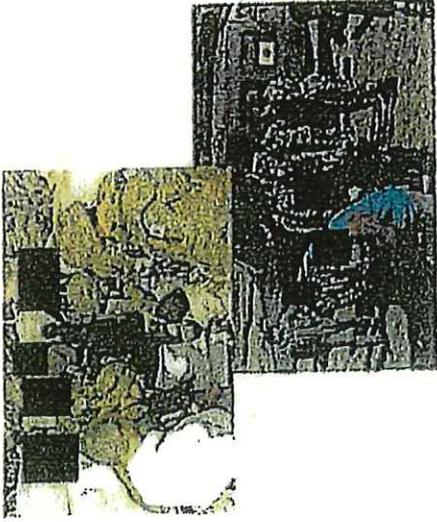
## 目次

○ 運用の時代—我々に求められるもの	1
* 運用の時代の到来—意識の改革と規律の重要性	2
* 自衛隊に求められているものは何か？	3
* 隊員個々に求められているものは何か？	5
○ 日課時限について	6
○ 外出制度について	7
○ 点呼について	8
○ 居室について	9
○ 営舎外居住許可について	10
○ 基礎服務期間の適用開始時期・要領について	11
○ おわりに	11

## 運用の時代—我々に求められるもの

### 運用の時代の到来—意識の改革と規律の重要性

イラク派遣、パキスタン国際緊急援助活動等、今に正に運用の時代であり、明日、貴官は未曾有(みぞう)の大震災において倒壊したビルの谷間の被災者を捜索しているかもしれません。本当の意味で「行動する集団」であるためには、まず我々自身、明日何かが起こるかも知れないとの危機意識を保持する意識改革が必要で



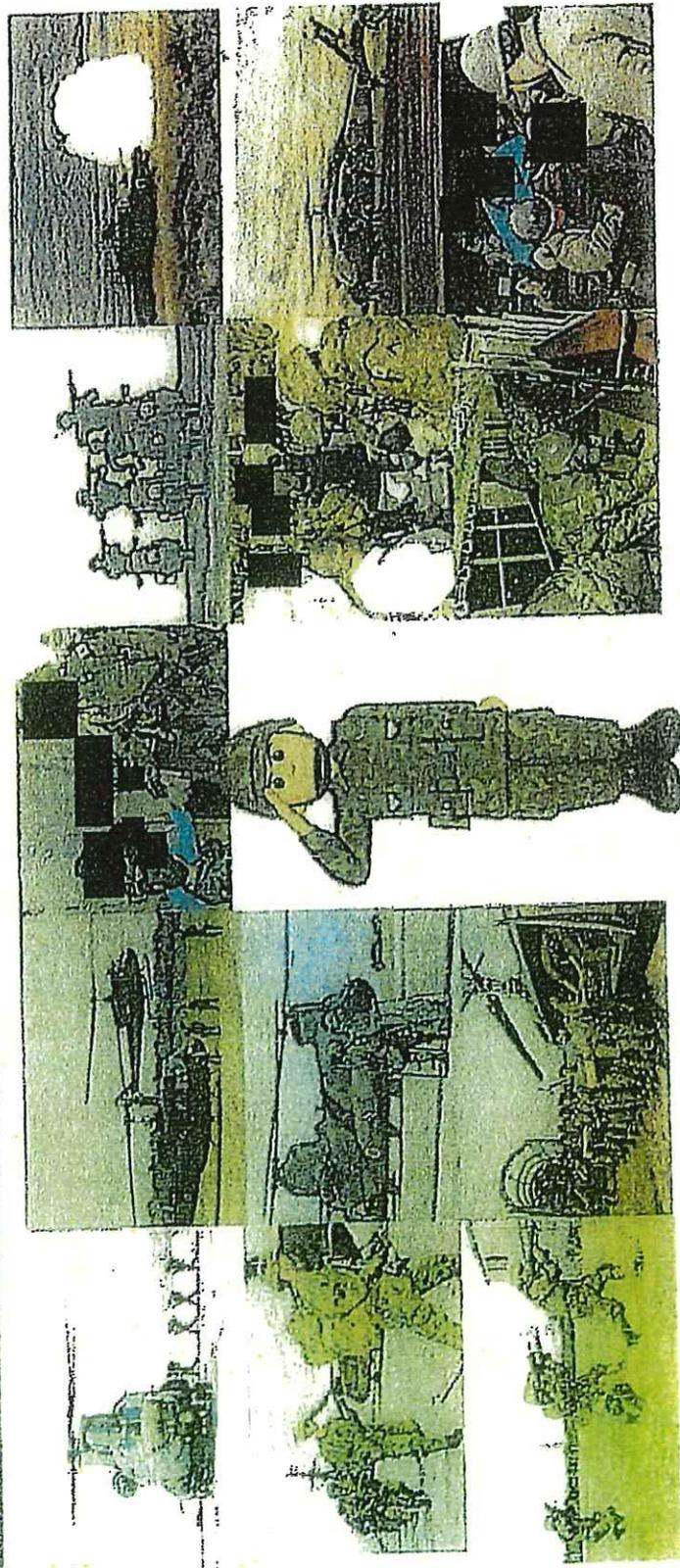
また、部隊における規律は、自衛官が危難に際して身の危険を顧みず、専心上官の指揮に従い、部隊の統制が確実に保持されるよう厳正に維持されなければなりません。したがって、規律の弛(し)緩は、多様な任務により、迅速かつ実効的に対応する上で重大な影響を及ぼす要因になり、決められたことを確実に遵守する職務規律の保持が極めて重要で

す。部隊等においては、定められた、あるいは命ぜられた事項について、部下隊員に徹底し、必ず実行させること、そして実行することへの重要度がより増大しているのです。



## 自衛隊に求められているものは何か？

陸上自衛隊に求められる役割は、テロ、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、核・生物・化学兵器、本格的な侵略事態、国際任務、災害派遣等への対応など極めて多種多様であり、これらの多様な任務へ迅速に即応し実際に行動し得る組織であることが求められています。このため、平素から即行動できる組織であるための人と物の準備が必要です。



### 隊員個々に求められているものは何か？

多様な任務へ迅速に即応し、実際に行動し得る組織において、人的側面である隊員

個々に求められているものは何でしょうか？

それは、いついかなる事態、任務にも即応し得るプロとしての「自尊心・公德心・団結・規律・士気」、【知識・技能】、【体力・健康】、すなわち心、技、体を常に備えておくことにあります。



心、技、体は日々の勤務、教育訓練や個人の鍛錬、健康管理等により涵養、養成されます。また、心(自尊心、公德心、団結・規律・士気)については、上記の場面のほか、入隊後からの他律的な修養、特に規則正しい生活、上司等からの指導や、同僚との生活、後輩の指導等の営内生活において培われるものです。

心(自律心、公德心、団結・規律・士気)の涵養は、技(知識・技能)と体(体力・健康)を駆使して、任務に立ち向かうためのいわばエネルギーとなるものであり、目には見えないものですが、プロのスポーツ選手が自ら厳しい鍛錬を行い、試合に臨むため、精神を修養し、モチベーションを高めているのと同様に、任務達成等成果に大きな影響を及ぼすものです。



このようにいついかなる事態、任務にも即応し得るプロとしての心(自律心、公德心、規律・団結・士気)を常に養うことが必要であり、この点において営内生活はその修養の場として重要な場面となるものです。

新たな服務態勢は、今後益々、我々自衛官に期待される多様な役割への迅速、的確な対応に備える、いわば「明日に備える」ための環境をつくるものであり、隊員自らが進んで日々、自律心、公德心、公徳心、部隊活動の基礎たる団結、規律、士気の涵養に取り組みめるようにするものです。

## 日課時限について

### ○日課時限

自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令に基づくほか、消燈時間を2300、消燈時間との関係から日夕点呼を2240とします。

日課によって営舎内居住者の起床、食事、消燈、就床等営内生活上の諸動作を規制する目的は、集団生活を円滑にするとともに、規則正しい生活態度を身につけさせ、また、これらの生活を通じて、「定時定点」という自衛官として必要な部隊活動の基礎の涵養を図ろうとするものです。

日課時限に基づいて勤務し、8時間の勤務時間を厳守することは重要です。仮に、昼の休憩時間を過ぎても、休憩所で仮眠していたり、17時以前に帰り支度を終えて終礼を実施していたり、また、帰りの私有車のエンジンが掛かっている状況等は許されないことです。

日々定められた事項を遵守することからも自律心や規律は涵養されていくのです。

### 【日課時限(基準)】

起 床:6時  
日 朝 点 呼:6時15分  
課 業 開 始:8時  
課 業 終 了:12時  
休 憩 時 間:12時~13時  
課 業 開 始:13時  
課 業 終 了:17時  
日 夕 点 呼:22時40分  
消 燈:23時



## 外出制度について

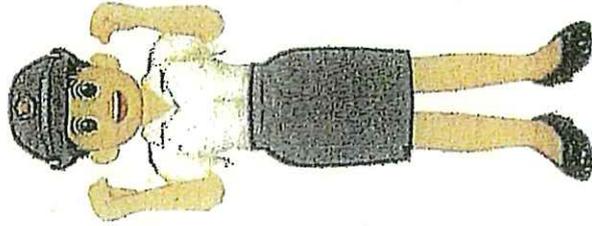
### ○外出

日々「明日に備える」との観点から、外出は翌日にまたがらない範囲であることが必要です。特に、陸曹との修養期間の違いから、陸士については、翌日の準備、身上げ(心情)把握、健康管理等の面で適切な指導を受ける等、同僚と共に他律的に生活する時間を過ごすことで、修養を図る必要があります。

こうした観点から、外出帰隊時間を以下のとおりとします。

陸士：日夕点呼(2240)まで

陸曹：2400まで



### ○特別外出

休養以外で冠婚葬祭、親族の危篤・傷病、遠方の親族の訪問等、部隊長が特に必要と認める場合に課業終了の時刻から次の課業開始の時刻までの間において許可することができるものです。

### ○週末等外出

休養等を目的とする外泊について、翌日が休養日、休日及び休日等に限り許可できるものです。

## 点呼について

### ○整列点呼

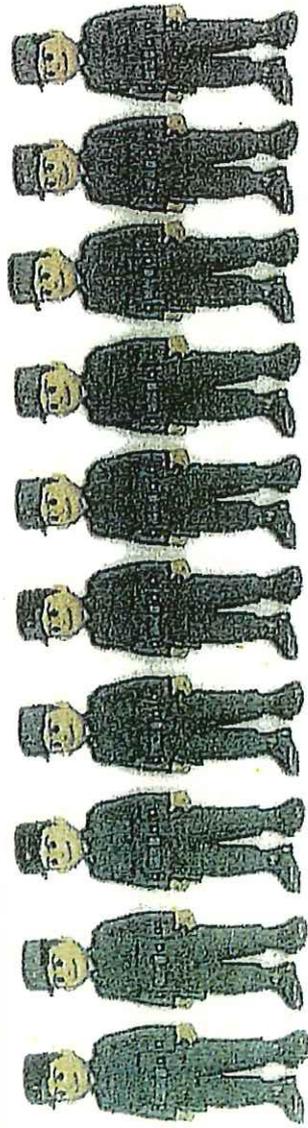
点呼は、朝、夕とも整列点呼を実施します。

営内班長又は班付(勤務等によりいずれも不在の場合は班内の先任者)の指揮下に部隊長の定める位置に整列し、点呼を実施します。

この際、営内班長又は班付は、点呼時及び前後の時間において、班員の心情(心情)、健康状態の把握、必要な指導を行うほか、日夕点呼においては、明日の勤務の指示、準備の確認に努めることが必要です。

班員については、帰隊時刻まで(部隊長の定める寝(しつけ)時間)に外出から帰隊し、積極的に班長等の掌握下に入るとともに厳正に点呼に整列し、必要な指導を受け、翌朝の準備に努めることが必要です。

ただし、翌日の早期勤務等により日夕点呼に整列することが適当でないとは判断される者、翌日が休養日・休日の日夕点呼及び休養日・休日の日朝点呼については、部隊長の裁量で整列させないで行うことができます。



## 居室について

### ○居室

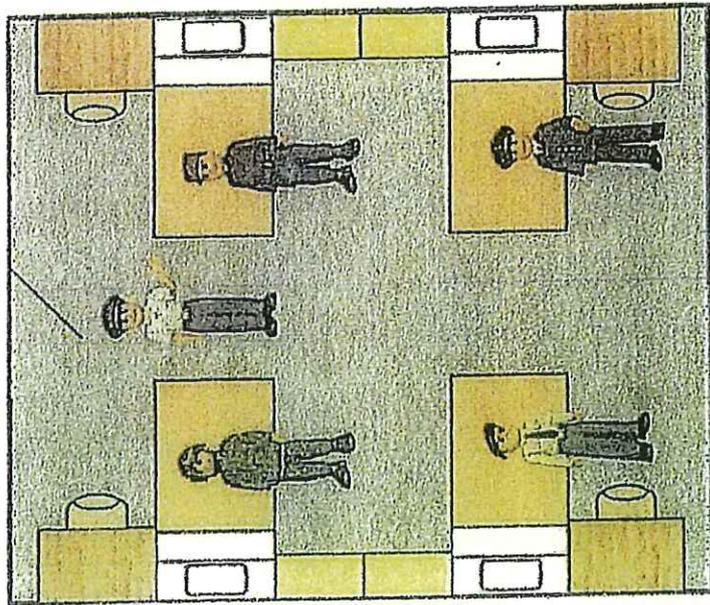
- ・ 陸士室については、パーティションについては設置せず、隊員相互に和気あいあいと過ごせる居室とします。
- ・ 陸曹室の居室内の配置については、方面隊等の統制に基づき実施するものとします。

### ○明朗な生活環境の構築

・ 営内は営舎内居住者にとっては生活の場であり、明日への活力を養い得る家庭的なこやかな雰囲気であることが必要です。

このため、上下左右の関係を情愛に満ちた暖かなものとし、快適かつ明朗な生活を送り得るような生活環境を整備、構築することが必要です。

こうしたことを踏まえて、単に間仕切りを設置又は非設置することが重要のではなく、日々の団体生活の中で、お互い声を掛け合い、先輩は後輩に良きアドバイスを行い、後輩は先輩を尊重する等隊員間に思いやりと礼儀のある融和の気風を醸成するとともに、採光や清掃・整とんで明るい営内づくりに努めることが大切です。



## 営舎外居住許可について

### 〇規則について

陸曹長以下の自衛官は、長官の指定する集团的居住場所(「営舎」)に居住することが義務付けられています。【自衛隊法施行規則第51条(営舎内居住義務)】

ただし、曹長、1曹の者、2曹で30歳以上の者、2等陸士以上で親族又は婚姻関係と同様の事情にある者を扶養し又は保護するために営外に居住しようとする者で、隊務運営上支障がなく、居住しようとする場所が著しく遠距離でなく、交通が著しく不便な場所でない場合に許可することができるとなっています。【自衛官の居住場所に関する訓令 第2条、6条】

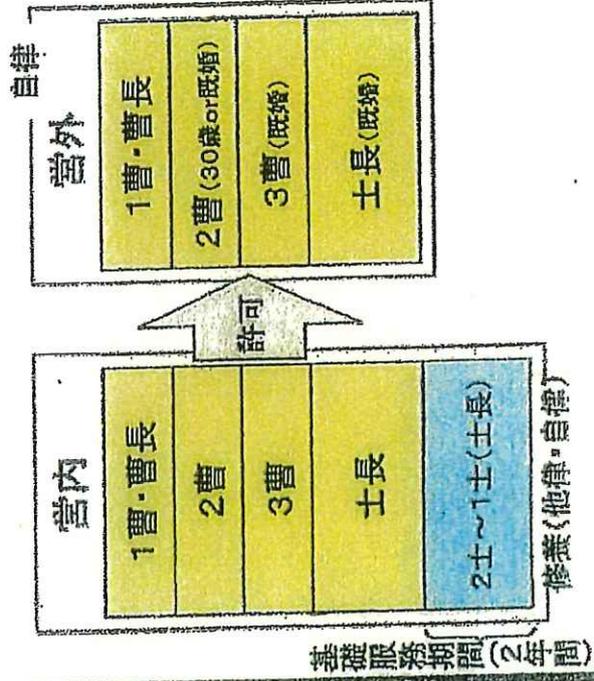
したがって、あくまで許可が可能ということであって当たり前のように「許可される」ものではありません。

### 〇基礎服務期間の設定

・ 営内における修養の重要性から最低限、入隊後2年間は営舎内居住とする「基礎服務期間」を設定します。

・ この間に、同期だけの生活、先輩のいる生活、後輩のいる生活という一通りの経験を通じ、自己及び同僚の失敗や喜び、楽しみ、様々な指導の中から部隊における活動の基礎的事項について修養させるものです。

・ 本期間にある隊員はもとより、これを経た隊員においても基礎服務期間の趣旨を理解しつつ、明朗闊達(かっぴょうくわんたつ)な営内生活とその環境整備に努めなければなりません。



# 基礎服務期間の適用開始時期・要領について

入隊2年未満の者は営舎内居住とする  
 特別の事情があると部隊等の長が認める者に限り営外居住を許可する

## 当面試行し、し後制度化

対象：17年度以降の入隊者（18年度以降、結婚する者）  
 18年度を迎える時点で営外居住を許可されている者、18年3・4月入隊隊員で入隊時既婚の者は除く。ただし、本人が営内居住を希望する場合等についてはこの限りではない。

	17年度	18年度	19年度	20年度
17年度入隊	○結婚	17年度入隊者(17年度までに営外) ○結婚	18年度を迎える時点で既に営外の者は部隊長所定	
18年度入隊	○結婚 地運による説明	18年3・4月入隊者(18年度までに結婚) ○結婚	18年4月入隊の時点で既婚者は部隊長所定	
19年度入隊		地運による説明	18年度入隊者	
20年度入隊			地運による説明	20年度入隊者

試行

: 対象者

: 部隊長所定

※ 特別の事情：子供の養育、親族等の介護において、これを支援する者がいない場合等  
 営外において居住することが必要な場合

## おわりに

### 「寝屋子(ねやこ)」

伊勢湾に浮かぶ答志島に「寝屋子」と呼ばれる戸籍上の兄弟ではない者どうしが、終生、兄弟以上の付き合いをする制度があります。寝屋の歴史は江戸時代までさかのぼります。少年が、15歳になり大人の仲間入りをすると「若い衆」と呼ばれた集団として寝屋子(若衆組)になるものです。江戸時代、日本の農山漁村にはごく普通にあったもののようなのです。

現在も中学を卒業すると指定された寝屋親のもとに、日々夕食後集まり、男子5～6人の組で寝起きをしています。若者は両親とともに寝屋親にも躰(しつ)けられながら、社会の一員となります。結婚して一人前になるまでは、寝屋親に礼儀作法を教えられたり、同じ寝屋子同士で将来の夢を語りあったり、恋愛の悩みを打ち明け、時には喧嘩をしたりして翌朝また学校や仕事に出て行きます。こうした生活の中で様々なことを学び、規律心や公德心が培われていくようです。漁業で生計を立てている答志島では、大人になって寝屋子を卒業しても、冠婚葬祭をはじめ、海難事故などの場合には真っ先に救助に向かう等、深い絆(きずな)で結ばれ、助けあって生活しています。

形は違いますが、寝屋子の制度は営内生活にも似ています。営内生活という人生の一部分において同僚とともに起居をともにすることで、自らが人間として学び取るべきものを吸収できることは極めて有意義なことです。また、こうした生活の中から相互に思いやり、助け合う絆が生まれるのです。

これまで述べてきたように「明日に備える」心構えをつくることと同時に、自らを成長させてくれる営内生活が明るく有意義なものとなるよう日々努めることが大切です。